

史料紹介

戸高家文書

戸高厚司

(会員 大分市)

最近、私の実家で発見された庄屋文書があります。その中に「明治二年の百姓騒動」に関係があると推定される文書がありましたので紹介します。

「文書一」と「文書二 覚」は、下直見村岩井戸組の惣頭、惣百姓から岩井戸組小庄屋善右衛門、地目付藤兵衛に出された願書です。

この文書と直川村誌に引用されている「赤木村百姓要求書・赤木大庄屋御用日記」と比べてみると、幾つかの共通点が見られます。

以下は、村誌三三七頁からの引用です。

第一は、村役人數およびその給料に対するものである。

「赤木村には大庄屋一人、小庄屋一人、地目付二人の村役人がいる。これを小庄屋一人、地目付一人にする」と。給料については、「小庄屋給米一人二石を一石二斗に、地目付給米一人一石を八斗に減額する。(中略)

第三は年貢などの収納時に杵を中高にする「くり棒」をやめ、すりきりにする「直斗棒」の使用……以下略
「文書一」では、皆合と小ぶれの人数を二人から一人にすること。小庄屋と地目付の給米は前の通り三俵(仮に一俵を四斗にすれば一石二斗)にすることが書かれています。文中の「切耕にて斗渡」とは、「直斗棒」の使用を指しているのではと推測されます。

「文書一 覚」に書かれていることについて、「直川村誌」には記述が見当たりません。

「文書一 覚」には、「材木の積み出し」と「竹木勘場休み」、「小前内は切銭はたらきが出来ない」と三つの事が書かれています。

当年不作に付、年貢は半納にして残りは五カ年賦にし

てくれと書き、出来なければ三年で取り立ててくれと書き足している所から、岩井戸村の百姓達は困窮していたと思われます。

又、不作と書かれているところから、風水害で農作物の出来が悪かったのではと考えられます。

「文書三 拝借證文之事」は、下直見村大庄屋佐藤太作

と皆合、岩井戸組小庄屋、地目付が連名で、(藩士) 羽田忠左衛門から銀壱貫目を借用した時差し出した借用證文です。

〔参考〕

明治二年六月、最後の藩主毛利高謙は、徳川慶喜の大政奉還に倣つて、佐伯藩二万石の版籍を朝廷に奉還した。しかし、そのまま佐伯藩知事に任せられ、なお引き続いて藩内諸般の政治をとつた。

たまたまこの年、直入・宇佐・西国東方面に百姓一揆が起つて、その余波が佐伯藩にまで及んだ。明治二年秋、赤木村など四ヶ村（いすれも現在の直川村内）百姓たちが、しめし合わせて神社などに集合し、不穏の行動を企て

ていたが、これが蜂起寸前に発覚、主導者九人が捕らえられ、蒲江浦の沖合深島に所替えの処分を受けている。

この他に、居村慎み三人、四ヶ村村役人（大庄屋、小庄屋、地目付）二十人は御叱りの上、三日間町宿預け、ということになっている。

〔蒲江町史〕

下直見村には処罰者がなかつたようであるが、願書があることから、岩井戸村でも一揆の動きがあつたのではないか？

〔戸高家文書について〕

佐伯市直川には、現存する古文書が数少なく、特に下直見村に関してはほとんどありません。今回発見された戸高家文書は貴重な資料であると思います。

現在、證文類が一〇〇点余、横帳が三〇点余確認されており、目録作りと解説の作業を進めている所です。

文書一

覚

一皆合 式人處、壱人二成被下候、

切枡ニテ斗渡御願申上候

一小ぶれ式人處、壱人二成被下候、

右同断

一小庄屋給、前之通り三俵二成被下候、

尤切枡ニテ斗渡御願申上候

一地目付給、前之通り三俵二成被下候、

尤右同断

一日場事 休方ニテ御願申上候

右之通ニテ御願申上候、願書通ニ偏ニ

御願申上候、以上

岩井戸組

惣組頭中

惣百姓中

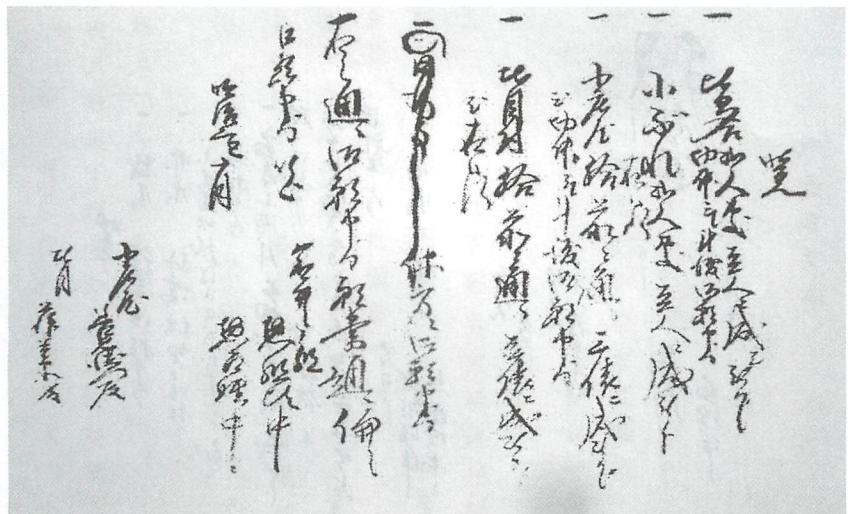
明治二巳十月

小庄屋

地目付

善右衛門殿
藤兵衛殿

虎
義
旨
奉
書



文書二

覚

一 材木 積出シ御願申上候

一 竹木 勘場休みかたニ御願申上候

小前内切錢ばたらき出来不申候ゆへ

御願申上候

一 當年不作ニ付、上納義半納ニ成被下
様ニ御願申上候、残る分五力年賦ニ相成
不申候得者、三力年賦御取立可被下様ニ

御願申上候

明治二巳十月

岩井戸組

惣組頭中

惣百姓中

小庄屋

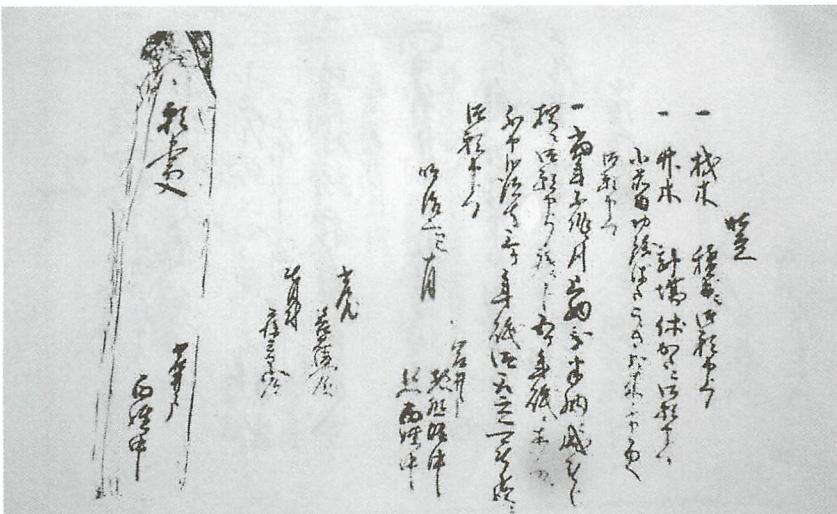
善右衛門殿

地目付

藤兵衛 殿

願書入

百姓中



文書三

押借證文之事

一 銀壱貫目 定

右者當已御年貢銀二差支申候二付、御借仕
御藏上納仕候處相違無御座候、然者返済之儀
來ル十五日限急度返上可仕候、依而
為後日證文如件

明治二巳年十二月九日

下直見村組大庄屋 太作
同 小庄屋 善右衛門
地目付 藤兵衛
皆合 幸吉

羽田忠左衛門様

